

「不動産売買の紛争類型と事案分析の手法」 正誤表

本書につきまして、下記の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

頁	行数	訂正前	訂正後
94	見出し	売買契約締結時	媒介契約締結時
94	7～9	改正法では、既存建物の・・・が義務づけられている。媒介契約書に・・・。	既存建物の・・・が義務づけられているが、改正法では、媒介契約書に・・・。
188	16	①主位的に民法130条に基づく報酬請求、 ②予備的に	①売買が成立したとして、②主位的に民法130条に基づく報酬請求、③予備的に
191	9	売買契約が成立したことは認められないから	売買契約が成立したことは認められ な いから
204	15	Yからの損害賠償請求	Yに対する損害賠償請求
204	20	売却予定者の信義則上の義務違反を	買受予定者の信義則上の義務違反を
205	23	建築プランが定め、	建築プランが定まり、
248	3	Xの請求を棄却した。	売主の請求を棄却した。
251	11	Xは手付金を交付した	Yは手付金を交付した
254	19	一、二度借家人に立ち退かせる何らの努力もすることなく	一、二度借家人に立ち退きを要求しただけで、その後借家人を立ち退かせる何らの努力もすることなく
278	12	で延長し、Yは複数の金融機関に	で延長し、Xは複数の金融機関に
288	28～29	報酬請求が認容された東京地判平16・7・30 本書287頁	報酬返還請求が認容された大阪地判平9・6・30 本書289頁
293	4	金融機関を融資交渉に当たっている	金融機関との融資交渉に当たっている
296	19	③売主が買主に対し	④売主が買主に対し
337	25	差額をもって損害としたを認定した	差額をもって損害とする認定した
394	23～24	必要であること、仲介手数料、登記費用等の諸費用概算書を交付した。甲は、同日、Yに対し、Yの代理人として	必要であることを説明し、仲介手数料、登記費用等の諸費用概算書を交付した。甲は、同日、Yの代理人として
418	13	建ぺい率が400%、	建ぺい率が40%、
431	14	売買契約2の代金の5割の2.5%	売買契約2の代金の2.5%
489	15	YとAとの間に仲介手数料を支払うべき旨の約定	XとAとの間に仲介手数料を支払うべき旨の約定
489	16	Aが別の個人の利益を加えた段階で売買を斡旋、仲介すべきことをYにおいて	Aが別に個人の利益を加えた段階で売買を斡旋、仲介すべきことをXにおいて
489	18	委任者たるYに対し、	委任者たるXに対し、
489	20	履行しなかったならば、Yは、多額の金員を出捐することを要しなかったはずであり、したがって、Yは、Aの前記債務不履行により損害を被り、Aは損害賠償義務があるとし、Yの相殺の主張を認めた。	履行したならば、Xは、多額の金員を出捐することを要しなかったはずであり、したがって、Xは、Aの前記債務不履行により損害を被り、Aは損害賠償義務があるとし、Xの相殺の主張を認めた。
491	14	側近一括払いで、	即金一括払いで、